

「音楽化された認識論」の展開

ーリフレイン、そしてヴァリエーションへー

一ノ瀬 正樹

1. 知識と言葉

「知っている」ということは、「言葉」と因縁的に結びつけられている。人の名前や、地名など、どうしても思い出せないことがある。顔は思い浮かぶけれども、風景は思い描けるけれども、名前が出てこない。そうした場合、私たちはそれらを「知っている」とは自分自身得心できない。むしろ、「忘れてしまった」というべき状況である。あるいはそもそも、どうしても名前を覚えにくい人名や地名というものもある。何度聞いても、いざ思い出そうとすると、なかなか言葉として出てこない。それらは覚えられない名前、なかなか知識として定着しない名前なのである。こうしたことは、名前という言葉が出てくることが、「知っている」ということの核心をなしていることを示唆している。

試験を受けているときなどは、そのことがさらに如実に現れる。歴史的イベントや化学式などの問いに対して、いくらその答えの載っていた教科書の頁の様子や、それを覚えたときの感覚などを漠然と表象できても、言葉として表現できなければ「知っている」ことにはならない。言葉として覚えにくいものが、やはり試験に出題されて、やはり言葉が出てこなかったというとき、なんという因縁だ、と私たちは嘆息するのである。しかも、こうした事例から分かるように、「知っている」ということは、一回こっきりのことではなく、反復可能性を含んでいる。何の反復か。知ったときの事態の反復か。そうではなかろう。知ったときの事態はほとんど反復不能だからである。反復とは、「言葉」の反復なのである。こうして、知識と言葉の本質的な結びつきが強力に確認される。

さらに考えれば、知識は単に事実として言葉と結びついているだけではないことにも気づく。「知ること」は言葉が実際に語られるときの響きや声、そして音とも分かちがたく、いわば本性的に、結びついているのである。私たちは、名前、年代、数字、などを覚えるとき、しばしば「語呂合わせ」を用いる。 $\sqrt{5}$ を「富士山麓にオーム鳴く」としたり、源頼朝が征夷大將軍になったときの年代（1192

年)を「いざや鎌倉いい国作ろう」としたりするのは、きわめて古典的な例だろう。あるいは、人名についても、わざと音読みにして覚えたりもする。「伊藤博文」はしばしば「いとうはくぶん」などと言われる。「ひろぶみ」は「はくぶん」と読むのである。そのほうが音あるいは響きとして通りがよく、口ずさみやすいのである。「音読み」とは実に言いえて妙である。

さらには、私たちが外国語を習得する過程のことを想起こすならば、知識と音声との解きたい強固な結びつきをリアリスティックに確認することができるだろう。外国語の単語を実際に発音する。基本的な文例を声に出して反復し、暗唱する。人によっては、特定の外国語の抑揚やアクセントが心地良く聞こえ、自然に身体に入ってくる、というようなこともあるだろう。そのようにして私たちは外国語を使えるようになり、同時に外国語の背景にあるものの捉え方・考え方を知るようになる。そうした知識は実際に音や声として出される言葉なしには金輪際不可能である。そして、原理的に言って、まったく同じことが母国語の習得にも当てはまるはずである。乳児が言葉を習得してゆく過程で、両親がさまざまな言葉を愛情を込めたトーンでもって投げかけてゆくこと、これが言葉のそして「知ること」の発生現場にはかならない。

同じことは、言語の習得だけでなく、単なる情報を得るという意味での知識の場合にも成り立っている。大学の講義を聴いて新しい知見を得る。そのとき、厳かにゆっくりと、そして静かに語りかける教授の音が、そのまま耳に残る。記憶として刻まれる。心地良くもあり、クリアでもあり、印象深くもあるからである。そうして、知識はいわば実在化して身に付く。似たことは政治家やアナウンサーが伝える事柄にも当てはまるだろう。美声だったり、だみ声だったり、ともかくも私たちに強い印象を残す声そのまま残り、情報の中身を形成してゆく。こうした私たちの「知ること」の機制は、逆に、強く知識を残存させるという手段として宣伝などに応用されもする。耳に心地良く響くキャッチフレーズやネーミングは、企業の宣伝の際には決定的に重要なのである。

音声の響きは、それぞれの個性を持っている。それぞれの色合いを持っている。かつてライブニッツは、特定の音声とそれが指示する観念との間には自然な連結はないという見方に対して若干の疑義を呈し、音と指示対象の間には、たとえば「R」が激しい動きや噪音をつねに示すように、もともとは何らかの自然な普遍的つながりがある、という驚くべき見解を述べていた(Leibniz 1966, 242ff.)。こうした音のもたらす相貌や情景(「音相」と呼ばれる)のシステムについては、実は今日では、黒川伊保子の伝えるように、脳科学との連携のもとでかなり解明

されつつある（黒川（2004）参照）。ライプニッツの示したバロックの着想は、現在へとつながっている。まことに、音相を伴った音声によって、「知ること」は立ち上がるのである。

2. 音出来事

もっとも、「知ること」のなかには言葉に関わらない場合もあるのではないか。言葉なしに、「知っている」といえる事態があるのではないか。こういう疑問がある。かつてギルバート・ライルという英国の哲学者が「knowing how」と「knowing that」という対比を持ち出したことがあった(Ryle 1949, Chap. 2)。簡単に言えば、言葉を介して内容を「知ること」である「knowing that」と、行為の仕方を「知ること」である「knowing how」、というコントラストである。チェスの仕方を「知ること」、釣りの仕方を「知ること」は「knowing how」に属する。この「knowing how」のなかには、自転車の乗り方やトランペットの吹き方を「知ること」のように、言葉を媒介せずに生成する「知ること」、身体が覚えていると言すべき事態、があるように思われる。

けれども、私の日本語スピーカーとしての直観によれば、「知っている」というのは、「できる」ということとは違って、「何」や「どのように」の問いに対して答えられる、ということを決定的に含んでいるように思われる。耳を動かすことの「できる」人がいる。「どのように動かすのか」と聞いてみると、「耳を動かそうとして」といったトートロジカルな応答を別とすれば、「できる」けれどもどのようにかは「分からない」、というのが実態だろう。手を動かすことができることなども同様である。これに対して、柔道の「巴投げ」のやり方を本当に知っている人は、「どのようにして」という問いに答えて、そのこつを説明できる（説明された人がうまくできるかどうかは別問題だが）。しかるに、答えられる、説明する、というのは言うまでもなく言葉を媒介する営みでなければならない。つまり、「knowing how」も、単に「できる」ことではなく、「知っている」ことであるならば、説明できる、教えられる、という意味での言語的事態のはずなのである。ここには、先に見た「知っている」ことの反復可能性が効いている。言葉によって反復して、説明できること、それが「知っている」ことの決定的要件をなすのである。そしてここから、「知っている」ことは伝達可能性も伴う、というもう一つの契機も浮かび上がって来るだろう。この点は後に触れたい。

もっとも、以上の議論は、決して「knowing how」よりも「knowing that」の方

が根本的である、ということの意味するのではない。これまでの見方に沿う限り、「knowing that」は、音声の出し方や反復の仕方について「知っていること」を本質的に含んでいる。つまり、「knowing that」は実態としては「knowing how」の一つであるとも言えるのである。だとすれば、「knowing how」と「knowing that」の区別は、同じ事態の裏表、あるいは同じ事態についての強調点の差でしかないというべきだろう。けれども、少なくとも「knowing how」という「知っていること」のあり方が普遍的に行き渡っているという事態を確認したことによって、一つの重大な論点が導かれてくる。それは、「知っている」とは、現実に行われる行為、つまりは現実に発生する出来事なのだ、という捉え方である。私たちが特定の音声を反復的に出すということ、そうした音出来事が、「知っていること」の内実をなす、という見方である。

こうした見方は、もっと突き進めれば、「知っている」とは自然現象である、とするラディカルな立場へと至り着くだろう。このような道筋は現代では「自然化された認識論」(epistemology naturalized)あるいは「自然主義的認識論」(naturalistic epistemology)と呼ばれ、たくさんの(大抵は米国の)哲学者たちがその適用可能性を模索している。もともとの発端は、ハーバード大学の哲学者クワインの議論にあった。クワインが示した「自然化された認識論」のオリジナルな主張は、(1)「認識論は自然科学の一部である」、(2)「認識は自然現象である」、という二つの論点から成っている(Quine 1996, 82)。クワイン以後、自然科学ということを経済学まで含めるまで広く取ったりした立場も現れたが、ここではクワインのオリジナル版にのみ焦点を合わせたい。

このクワイン流「自然化された認識論」については、知識にまつわる規範性や、認識論と自然科学のどちらが基礎的かという点に関しての循環性など、いろいろと問題が突きつけられてきた。私もこの点について考えをすでに発表した(一ノ瀬 2011 第1章参照)。そこで私が「自然化された認識論」に対して投げかけた疑問点は三つあった。第一は、「自然化された認識論」は「安倍氏が総理大臣に任命された」のような文で表される制度的知識について説明できない、という点である。文字情報やそれを発音する音声に自然現象としての基盤を求めると述べたとしても、どの文字や音声に権威があるのかという制度への問いが必ずつきまとい、制度的知識を自然現象としては捉えきることはできない。また第二に、知識の所有という問題、すなわち「知的財産権」の問題を「自然化された認識論」は説明できない、という疑問を禁じえない。そんなことは認識論の仕事ではない、と言い抜けることはできない。なぜなら、「自然化された認識論」は認識論を自

然科学に吸収してしまうというプログラムである以上、自然科学の現場での切迫した生々しい問題である「知的財産権」という課題を定義的に無視できないはずだからである。さらに、先に触れたように、「知っている」ことに伝達可能性が読み込まれる以上、なおさら「知的財産権」の概念は知識にとって本質的であると考えねばならない。財産であるならば、持ち主が自由に譲渡したり売却したりして、譲り伝えることができることになるからである。そして第三に、自然科学の観察に伴う「曖昧性」(vagueness)を扱う道具立てを「自然化された認識論」は必ずしも備えていない、という疑問が提起されうる。「自然化された認識論」では、知識を得ている状態を、たとえば、当人の脳状態と等値することで自然科学的に知識を分析してゆくわけだが、「いま寒いと知っている」という知識のような場合、「寒い」が曖昧な述語なので、境界線事例のようなケースでは矛盾さえ生じてしまい、そうした知識と脳状態とを精確に対応づけることはできないのである。

こうした点で、「自然化された認識論」は必ずしも有望な道筋とは言えない。しかし、だからといって、その発想の発端をなしていた、「知っている」とは私たちが現実に反復的に音声を出すという実際の音出来事である、という捉え方を放棄する必要はない。「自然化された認識論」の難点を回避しながら、知識が実際の時空間で発生する(ほぼ自然現象的な)出来事である、と捉える観点がないわけではないからである。

3. 即興的なリズム

そうした観点の一つの可能性として、私がこれまでいろいろな形で提起してきたのが、「音楽化された認識論」(Epistemology Musicalized)というプログラムである(一ノ瀬(1999)および Ichinose(2007)を参照)。ここではその構想の要点を簡単に述べ返(リフレイン)した上で、そのさらに展開しうる射程について、とりわけそれが「自己と他者」という問題圏に対して提言しうる論点について、記してみたい。

すでに確認したように、そもそも知識・認識は言葉を媒介する。言葉は(内語も含めて)基本的に音声として語られる。よって知識・認識は(美的にどうあれ)音声としての音楽的構造を有している。それゆえ知識・認識を(比喩ではなく文字通りに)音楽として捉えてゆくことができるはずであり、そうした接近法によって知識・認識の実相に迫ってゆく。これが「音楽化された認識論」の着想である。

以下これを「音楽主義」(musicalism)と略称しよう。

ここで「音楽」ということで私がとりわけ念頭に置いているのは、「リズム」の側面である(波長の概念を導入すればメロディーやハーモニーもリズムに還元できるかもしれない)。文の形で生成する知識、その音声の響きの時間的連なり、すなわち「リズム」、に焦点を定めることによって、認識論のパースペクティブを見定めてゆこうというのが音楽主義のプログラムなのである。このように、いわば自然現象的に捉えることのできる音出来事に立脚しているという点で、このプログラムは「自然化された認識論」と発想を共有している。さらにいえば、「リズム」という現象の時間的連なり・秩序を問題にすることによって、そして「内語」まで包含することによって、音楽主義は物理的音のないような認識や、聴覚や発声の不自由な人々の認識をも素直な形で包摂できる。事柄を言語的に分節化して、時間経過の中にそれを連ねてゆくという営みが生じている限り、「リズム」が発生しているからである。

このような「リズム」中心の音楽主義の着想は、決して珍奇なものではなく、中世の哲学者アウグスティヌスの『音楽論』(*De Musica*)などにその原音をもっている。アウグスティヌスは、言葉を含めた「音」一般を「tempus」(時間、テンポ)や「numerus」(数、リズム)という観点から論じる学問として「音楽」を捉え、「音楽とはよく拍子づけられることの知識である」(*Musica est scientia bene modulandi*) (Augustin 1947, 1, 2-2)とする。そして拍子やリズムの概念を物体、記憶、感覚、行為、快不快、正邪へと適用し、認識全般を音楽化しようとした。アウグスティヌス的にいえば、星の運行も季節の移り変わりも人々が齢を重ねてゆくこともリズムであり、道徳的判断もまたリズムなのである。こうしたアウグスティヌスの「リズム」論が広い認識論的含意をもっていることは疑いない。してみれば、彼の音楽の定義を反転させて、「知識とはよく拍子づけられた音楽である」と述べ直すことは十分に正当性を持つだろうと思うのである。

もちろん、アウグスティヌスのような仕方で「音楽」や「リズム」を解することは、今日の「音楽」の概念からすればきわめて大胆な捉え方に聞こえるだろう。さらには、現代の脳科学に従えば、言語領野と音楽理解を司る領野とはほとんど独立であることが知られており(See Mithen 2006, 62)、その点からしてもアウグスティヌス流の音楽観はいささか奇怪な印象を与えるかもしれない。しかし、私はここでぜひ強調したいが、そうした印象を持つてしまうのは、ひとえに、私たちが音楽ということでバッハのそれやポピュラー音楽などのみを表象するからにすぎない。しかし、そうした表象は決して絶対的ではない。音楽の語源であるギリ

シア語の「ムシケー」(μουσική)は、音楽学者ゲオルギアードスが記すように、散文・詩と今日的な音楽との二つの領域の共通の起源をなしていたのである (Georgiades 1954, 6-7)。音声とリズムが関与する限り、それは「ムシケー」であり、そうした伝統的な意義における「音楽」が「音楽化された認識論」における「音楽」にほかならない。

とはいえ、ここで言う音楽主義はアウグスティヌス音楽論と全面的に歩調を一にするわけではない。アウグスティヌスは、リズムとして発生する音楽という世界理解の背景に「神」を明らかに見越しており、それゆえに音楽のリズミックな響きに安定的な普遍性や法則性を読み込もうという態勢にある。けれども、私は、リズムとして発生する音楽としての知識に実は色濃く巣くっている、しかし認識論ではまず主題化されることのない、「偶然的な即興性」に視線を注ぎたい。普遍性や法則性とはさしあたりコントラストをなす一回性に注目したい。というのも、すでに確認したように、知識や認識は言葉とともにあり、そして言葉による表現は語彙に依存しており、さらに語彙は言葉として知識が表現される一回ごとに選択されねばならないはずだが、そうした選択は明らかに偶然的であり即興的であるからである。同じ光景の認識に対して、「ケヤキの緑が映えている」としたり、「高い落葉樹が繁っている」としたりなど、多様な表現ができる。これはすべて、そのとき一回的かつ即興的に脳裏に浮かんだ語彙によるのである。こうした、いわば、俳句、詩、茶道での会話、などに見られる事態と同様なありようが、すべての知識に、少なくともすべての知識の生成場面に、当てはまるということ、この事実への着目が音楽主義の一つの核心をなしている。

こうした偶然的な即興性は、つとに日常会話の特徴として指摘されてきた。ジャズ・ピアニストでもある心理学者キース・ソーヤーは次のように述べている。

「毎日の会話もまた、ジャズ・ミュージシャンがしばしば指摘するように、集団的即興である……台本が特に用意されていない多くの日常的状況の中で——夕食での会話、バスを待つときのとりとめのないおしゃべり、カフェでのうわさ話など——私たちの多くは臨機応変に対応し、とっさの即興的な振る舞いを遂行することができる」(Sawyer 2000, 184)。こうした意味での即興性が私たちの会話を特徴づけていることは、疑いようがないだろう。そして、知識や情報の交換あるいはその発生が日常会話のなかの一つの重要な部分であることを考え合わせるとき、知識に即興性が伴うことは否定しようがない。

4. 「声主」としてのパーソン

このように音楽主義の観点から知識や認識を捉えてくるならば、知識を構成する（音出来事以外の）もう一つの契機が鳴り響きはじめる。即興的に語彙を選択しそれを発声することにおいて露わとなる、その選択仕方と発声の個性、これである。日常会話に沿って言い換えるならば、話し方、アクセント、ソノリティ、話しのリズム、こうしたものから浮かび上がってくる、あるいはそうした特徴そのものを担うところの、話し手のその人性である。いわば、リズムとしての音楽の通奏低音である。私はこれを「パーソン」(person)という概念で表現したい。というより、そう表現しなければならない。

もともと、認識や知識の主体を「パーソン」の概念で捉えることは、近世認識論の創始者であるジョン・ロック以来の伝統であった。ロックが、「観念」(idea)という語を基軸に据えて、人間の知識の起源や範囲、そして知識に満たない信念や同意の根拠と程度を探ることを課題として高らかに掲げることから認識論はスタートした。しかるにロックは、「観念」それ自体の成立根拠を、それを「意識」することとした(Locke 1975, 2.1.11 et al.)。そして同時に、「意識」は「パーソン同一性」(personal identity)の根拠でもあったのである(Locke 1975, 2.27.9)。すなわち、「パーソン」こそが「観念」そして知識の生成場所だということである。だとすれば、音楽主義の文脈の中で、知識の個性を担うものを「パーソン」と表現することは認識論の伝統にも則していることになる。こうした用語法は、実際、日常的な語法にも適っているだろう。各人の個性、人となり、を「パーソナリティ」などと表現するのは自然だからである。

けれども、音楽主義が、音声のリズムとして知識を発する個性を「パーソン」という語で押さえることの理由は、こうした消極的なものではない。もっと積極的な意味で、どうしても「パーソン」という概念が導入されなければならないのである。そもそも「パーソン」の概念が、語源的にラテン語の「persona」(ペルソナ)に由来することはよく知られている。「ペルソナ」とは「仮面、マスク、役割」の意である。役者や俳優が舞台において仮面をつけて役を演じる場面、それが「ペルソナ」の生成する原風景である。したがって、「ペルソナ」の意義を受け継ぐ「パーソン」とは、ある種の役割存在、社会や共同体の中で弟とか教師とか乗客といった一定の役割を果たす者を意味していると考えられる。「自我」や「主観」などの主体概念がいわば本性的に個的であり没共同体的であるのに対して、「パーソン」とは、坂部恵が和辻の「間柄」という言い方を借りながらペルソナを規定することからも窺われるように(坂部 2007, 77-9)、言葉の意味から

して共同体的である。

しかるに、「パーソン」の基をなす「ペルソナ」について、さらにその原義をたどってゆくならば、私たちはいきおい「personare」（一人称単数現在形は「persono」）という言葉に至りつく。実際たとえば、ルイスとショートによるラテン語辞典を引くと、persona について「from per-sono, to sound through」と記されている (Lewis & Short 1975, 1355)。そして、ここからも分かるように、「personare」とは、「声を上げる、反響する」という意味の動詞であり、それは「per」（～を通じて）と「sonus」（声、音）という二語からなっている。文法的にいうならば、「persona」は「personare」の命令形であり (See 'persona' in Wikitionary)、その点でも「persona」と「personare」との結びつきの深さが確認できよう。実際、「ペルソナ」つまりは仮面やマスクは声を上げることに深く関わっている。そのことを示す強力な証左は、声楽の分野でオペラのアリアや歌曲を歌うときにダイナミックな声を出す手法として「マスケラ」という概念があり、この概念は現在でも広く流通しているという事実であろう。萩野と後野は、『発声のメカニズム』において次のように記している。

マスケラ *maschera* とはイタリア語で「仮面」を意味します。よく「顔に声を当てて歌うように」と言われますが、確かに「顔に声を当てる」いわゆる鼻腔共鳴を使う歌唱は、古くから正しい声の出し方だといわれてきました。顔の前面に声を当てて歌う感覚が、まるで仮面＝マスクをかぶっている感じに似ているので、このような表現が生まれたのでしょう (萩野 & 後野 2004, 58)。

こうした事実から窺われるように、仮面＝マスク＝ペルソナは「声を出すこと」に結びついている。マスクはいわば拡声器のような働きをするものとして表象されてきたのである。あるいは坂部もまた、仮面が他人にのろいをあびせるという意味と連関しているという説に言及しながら、「のろう」という語は「邪霊やもののけをはらい、カオスを追放して、あらたな「のり」(法)を宣り、告げ知らせ、コスモスをあらたに建て直すという意味をもっていた」と述べ、そのことと「personare」との結びつきを示唆している (坂部 2007, 80-1)。「宣り」、「告げ知らせ」、という音的側面が「のろう」には本質的に伴う。そしてそれが「仮面」や「persona」へと連なる。このように、「persona」と「personare」とは語源的、文法的、そして意味的に深く結合している。だとしたら、「ペルソナ」から生まれ

た「パーソン」が「声を上げる」という原義を継承しているのではないかと考えるに至るのは当然の成り行きである。

私は、以上のような事情を踏まえた上で、「パーソン」は、通常そうであるように「人格」と訳すのではなく、厳密にはむしろ原義に鑑みて「声主」（こえぬし）と訳すのが適切ではないかと考えている。実際、「パーソン」を「声主」と捉えることは、「パーソン」が「自由な責任主体」として理解されてきたという事情にもかえってうまく対応する。「自由」とは、簡単に言えば自由に行為する「権利」のことである。しかるに「権利」の根拠は何か。「権利」は、自然物のように端的に存在するものではなく、主張し訴えることによって生成するものである（高柳(1973)参照）。つまり「声を上げる」ことによって生成してくる。この点で、自由な権利主体である「パーソン」が「声主」と捉えられるのはまことに自然な理解である。また、「責任」とは「応答当為性」(responsibility)のことであり、それゆえ責任主体は「応答」するべき者でなければならない。つまり、「声を上げて」答えるべき者でなければならない。まさしく文字通り責任主体は「声主」でなければならないのである（「声主」については一ノ瀬(2011)第7章を参照）。

いずれにせよ、このような意義のもとで「声主」として「パーソン」を理解するならば、そうした「声主」を、音声のリズムとしての知識が生成する現場、そして主体であると、そう捉えることの積極的意義あるいは必然性が明らかになってきただろう。こうした音楽的あるいは音声的なパーソン概念は、実際今日においても生きている。音楽学者ナオミ・カミングは著書『音的自我』(*The Sonic Self*)の中で、音楽の解釈や表現の主体として「personae」概念を使用しているし、ラジオの司会者としての「パーソナリティ」概念、そして「カンヌ国際広告祭」での「メディアパーソン」の概念など（2007年6月1日「朝日新聞」朝刊37面参照）、パーソンが声を上げる主体として解されている例は枚挙にいとまがない。

5. 「声主」の響き合い

かくして、以上のように、「声主」としての「パーソン」に結束する形で音楽主義を理解するならば、「自然化された認識論」の面していた困難をやんわりと回避することができる。まず、制度的知識について言えば、「声主」は語彙選択という場面で色濃く制度性を付加されねばならない。語彙を自然現象としてのみ理解することには無理があるし、また語彙のすべてが一人の「声主」だけによって作成されるなどということも考えられないからである。語彙は、歴史と制度の

中で立ち上がってくる。つまり、語彙選択を行うとき、「声主」は多くの古の他者の「声」の響きを聞き、適切な音が「オトヅレ」るのを受け入れるのである。実際、古東哲明が折口信夫の指摘を踏まえながら、「音となって、見えない相手がまぢかに訪れる」という事態を古人が「オトヅレ」と述べていたことを論じている（古東 2005, 21-2）。人類は、「声主」相互の声の響き合いの現象にとっくに眼差しを向けていた。そしてそうした現象は、語彙選択にダイレクトに現れている。

さらに、知的財産権の問題について言えば、音楽主義においては、即興的に創造され奏でられるリズムこそが知識・認識であり、いわばその作曲者あるいは演奏者が「声主」なのだから、そこに所有権発生のメカニズムを重ね合わせることは自然な成り行きである。そしてこの場面でも、所有権を主張し、その主張を承認する、という「声主」相互の響き合いが組み込まれている。この点は、ここでは詳述しないが、所有権概念の歴史とも照合している。というのも、ロックは、すでに触れたように、認識の主体として「パーソン」に言及したが、同時に、彼のもう一つの名著『統治論』の中で近代所有権概念の確立に重大な功績を残したが、そこでロックは、所有権概念の基点として「パーソン」を捉えてもいたからである（Locke 1960, 2nd Treatise Section 27）。いずれにせよ、こうして、「知っている」ことの伝達可能性は音楽主義の中で自然に成立してゆく。しかしでは、第三の曖昧性の問題はどうか処理したらよいだろうか。

しかしながら、曖昧性の問題を論じる以前に、そもそも音楽主義が直ちに認識論の新しい形として船出できるかについて、基本的な疑義が提出されるかもしれない。というのも、言葉の「意味」をどう位置づけるのか、果たして音声やリズムによって「意味」を規定できるのか、という根本的な問題が最初に立ちはだかるように思われるからである。けれども、この問題については、「意味」とは、「それは何か」という問いに対する応答という、まさしく「声主」相互の響き合いとしての「call & response」なのだと、そう理解したいと思っている。換言するならば、一種の関数的な共同「言語行為」の響き合いのありようとして「意味」を押さえるのである。いわば「意味の音楽化」である。

こうした捉え方は、決して荒唐無稽ではない。一般に言語哲学では、単文や単一発話を基本に据えて議論しがちだが飯野(2007)はこうした傾向を「一発話主義」と称している）、言葉や発話の意味やその影響力は、時間の経過とともに、他の言葉や発話との相関関係のもと、変容していくのはむしろ普通のことである。政治家の発言など、外交関係に関わるものでは、後になって意義を変化させていく

ことなど日常的だろう。だとすれば、一つの発言は、それで完結しているのではなく、どういう反響、どういう響きをその後もたらすかによって判定していくしかない。まさしく「call & response」と呼ぶべき事態が、意味の実相なのである。いずれにせよ、スティーブン・ミズンが伝えているように、「音声でのやりとりのリズムやテンポ」こそが「言語使用の根本的かつ普遍的な特徴である」(Mithen 2006, 12)限り、言語の「意味」もそれに沿って解明されてしかるべきだと思うのである。

こうした音楽主義は、いわば、「意味」というのを、音現象という外的なものとの間の規則性として、「numerus」(数、リズム)に沿って数学的・統計的に、捉えていこうとする道筋であり、一種の外延主義(extensionalism)である。しかし、「自然化された認識論」のように、純粋なピュシスつまり自然現象にとどまるという、どだい無理な理念を立てるのではなく、所有権概念を通じてノモスの要素を包含していく。むしろ、こうした立場に対しては、発生論的な問いが突きつけられるだろう。果たして、最初に「意味」が、そしてノモスが、立ち上がるのはどのようにしてなのか、と。私はこう答えたい。「偶然に」、と。発生論的疑問が向けられる場面には、実は、知識や意味に関する因果的説明を本性的に排する「即興性」が隅々にまで浸潤している。逆に言うならば、発生論的問いが文字通りに「有意味な」問いかけとして提示されているとするならば、そこには、知識や意味に関する「なぜ」、「どのように」という問いかけ自体が究極的には孕まざるをえない、ある種の自己欺瞞性、責任転嫁性が露わになっていると述べることができるだろう。簡単なことだ。「意味」は「どのように」発生したのか、という問いかけ自体、「どのように」という疑問詞の「意味」が、まるで言葉や意味そのものが発生する前から成立している特権的なものであるかのように、使用されているからである。発生論的問いというものが、実は、遡及的にしか発しえない、その意味で、「真に」発生論的場面に定義的に触れえない、自家撞着的な問いだということを、私たちは明確に再確認すべきであろう。

誤解を恐れず、あえて記すならば、思考がこのように進んだときには、アウグスティヌスが前提したような、宗教性・神性が必然的に導入されざるをえないのかもしれない。なぜ私たちは、このような言葉、このような語彙によって、思考し合い、伝達し合っているのか。答えることは許されない。そういう世界にいたることになってしまっているのだ。そこには、偶然的な結果に対する「驚き」だけがあり、それは原因に対しては遡及的に逸話や伝説を創作するだけなのだ。私たちの知識・認識とは、そういう限りにおいて、神秘主義的な思考様式を自然に誘

引する事柄なのだと感じられる。

6. 変奏（ヴァリエーション）

最後に、音楽主義のさらなる展開可能性と射程を瞥見して、論を閉じよう。音楽主義に基づく認識論は、知覚や伝承や証言に基づく、狭義の意味での知識・情報を扱うだけでなく、「声主」を認識主体として位置づけ、「声主」相互の響き合いという契機を認識論の核心に持ち込むことにより、自他が交わる道徳的・実践的な場面での「善悪」や「正義」などについての、広義の認識をも射程に入れることができるようになる。そしてこのことが、先に触れた曖昧性の問題への対応と結びついてくる。私がいま念頭に置いている問題は、刑事責任があるかどうかについての知識と、動物に権利があるかどうかについての知識という、二つの道徳的・実践的な文脈での知識様態である。

刑事責任については語るべきことが多い。しかし、音楽主義の立場からすれば、責任があるかどうかについての知識、つまりは判断・判決は、当該の事態に関連する「声主」相互の響き合いに即して押さえられなければならない。このことから直ちに次のような議論の流れが帰結する。加害者に対する応報という形で社会・国家が刑罰を科す、という現今の応報的司法(retributive justice)あるいは刑事司法(criminal justice)は、関連する「声主」の中でも特級的に考慮されねばならないところの「被害者」という「声主」を適正に位置づけていない。よって被害者が被る「害」(harm)に対しても被害者の視点に真には立ちえない。しかるに、問題のすべての発端と基盤は発生した「害」にこそある。しかも、こうした「害」は、被害者と加害者の間での「声主」としての掛け合い(うめき、叫び)であると捉えられる。それゆえ、そうした声の掛け合いに応答して、発生した害に関連する「声主」全員(被害者、加害者、社会)でともかくも可能な限り修復することに司法の目的を置こうとする、「修復的司法」(restorative justice)の考えを洗練させることで、責任についての知識を捉え直してゆく。以上が音楽主義からする議論となる。

むろん、こうした議論に対しては、殺人事件の被害者はもはや存在せず、よって「声主」にはなりえないのではないか、という疑問が立てられよう。殺人はいうまでもなく犯罪の最たるものであり、音楽主義は、それを扱えない以上、刑事責任についての普遍的な通奏低音たりえないのではないか。これは、エピクロス「死無害説」以来の、哲学の伝統的な問題提起を背景にした疑問であり、もっともな反論

であると思われる。これに関しては、私はすでに自著『死の所有』第5章にて論じた。そこで私は、「声主」の存在様態は、生物個体とおおよそ重なるとしても、それと同一なわけではなく、「声主」は死の所有とともに全面的に消滅することなく、死後であっても、かすかながらも、多様な仕方ではいばグラデーションをなして因果的余韻を残存させていく、よって死ぬ間際の叫びや吐息は、木霊が非可聴的になっても物理的にはその影響を残し続けていくように、残された「声主」にも届き反響を促していくのだと、そのような趣旨の議論を展開した。つまり私は、生物個体と「声主」とを区別して、「声主」は、生物的死に大きく依存しながらも、相互に響き合う音的 (sonic) 存在者なのであり、それが道徳的主体の意なのだ、と論じてみたのである。

ともあれ、こうした音楽主義からする修復的司法の提言には、正常、心神耗弱、心神喪失、といったカテゴリーの間に本質的に存在する「曖昧性」を、「害」という、いわば外的に発生したものに注目することで、刑事責任（厳密には修復義務の判決）の問題から消去する、という論点が一方で含まれる。その限り、音楽主義は、日本の刑法39条「心神喪失者の行為は、罰しない。2心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する」に抗って、ある種の「厳格責任」の観念を基本的に採用する。しかし他方で私は、いわゆる「mens rea」（悪意）があるかどうか「害」の量に関わっているという心理的事態に対応して、第三者の主観的確率を利用したベイズ的方法で「mens rea」の程度を理解する、という観点も音楽主義の中にも含ませたい。これもまた、「mens rea」という曖昧な事態に対する一つの応答である（この辺りは一ノ瀬（2008）および一ノ瀬（2011b）を参照のこと）。これはスロボジンが提唱する「統合主義」（integrationism）と歩を一にした立場であると言える（See Slobogin 2006）。

このように音楽主義は、曖昧性という認識論上の問題に対して、さしあたり確率の概念を用いて処理を試みる。もともと音声は、高低、大小、音質、テンポの緩急などについて多様な「程度」を許容する。よって、その程度の測定という課題は音楽主義にとって本質的である。ここでは、そうした測定を主観的確率によって遂行しようとしているのである。この点は、アウグスティヌスのリズム (numerus) が「数」の意でもあったことを想起するならば、事柄の一貫性が明らかとなるはずである。デカルトの『音楽論』なども典型例となるが、音楽と数的処理とは切っても切り離せない。ちなみにいえば、先に触れた「意味の音楽化」における「call & response」についても、リズムとしての即興性という知識の本質的特徴のゆえに、いつも必ず同じパターンになるのではない以上、曖昧性や不確

実性はつきものであり、そこにも確率的な測定という発想を導入することが自然な道行きとなる。

さらに、動物の権利についての知識についていえば、これはまさしく動物が「声主」であるかどうかという曖昧性の問題にほかならない。私はこの問題に対しても、程度を確率的に導入することを現在考えている。つまり、人間が痛みを与えられたときに出す「声」、そしてそれに伴う生理的状態を完全な「声主」性の基準とした上で、それぞれの動物が痛みを与えられたときに出す「声」とそれに伴う生理的状態を量化する。そうした計測を踏まえて、人間の苦痛訴え能力を持つありように数値1を与えた上で、それぞれの動物たちが苦痛訴え能力を有している、という文に対して複数の人々が主観的確率をあてがい、やはりベイズの方法を用いて、データに応じた改訂をしてゆく。つまりは、「声主」度 (degrees of personhood) の概念を導入して動物の権利の問題、そしてそれにまつわる曖昧性の問題を主題化し、動物実験や肉食といった道徳的テーマについて、それが善いことがどうかについての知識を検討してゆくという道筋、それが音楽主義の提示する、動物の「声主」性と私たちの「声主」性との響き合いに対する応答なのである（一ノ瀬（2011）第7章を参照）。

このような「音楽化された認識論」の展開可能性が、真に形をなしてくるか、真に適切なリズムを奏でてくるかどうか、それを聞き届けることを今後の私の課題としたい。

*本論稿は、2006年6月11日に大阪・中之島リーガロイヤルホテルにて開催された「第74回公共哲学京都フォーラム：自己と他者のあわい」にて私が発題した「「音楽化された認識論」の展開」、および2011年9月23日に京都大学にて開催された応用哲学会臨時大会シンポジウム「音楽と哲学：表現の限界」にて私が提題した「「音楽化された認識論」再訪」という、二つの口頭発表に基づいている。公共哲学京都フォーラムにお誘いいただいた金泰昌氏、そして応用哲学会でのシンポジウム企画をしてくださった村上祐子氏、三好博之氏、そしてシンポジウムの提題者として大いに刺激を与えてくれた今井晋氏、木ノ脇道元氏、夏田昌和氏、の皆さんに深く感謝申し上げたい。「音楽化された認識論」について、なかなか集中的に思考をまとめ上げる時間が取れていないが、私の長年暖めているアイデアであり、こうして機会ごとに少しずつ思索を積み上げることによって、必ずや一つの成果に結びつけていきたいと考えている。

[参考文献]

- Augustin. 1947. *LA MUSIQUE*. Finaert, G. et Thonnard, F.-J. : Œuvres de Saint Augustin 1^{re} Série : Opuscules VII. Dialogues Philosophiques IV. Desclée.
- Cumming, Naomi. 2000. *The Sonic Self: Musical Subjectivity and Signification*. Indiana University Press.
- Georgiades, Thrasybulos G. 1954. *Musik und Sprache — Das Werden der abendländischen Musik dargestellt an der Vertonung der Messe*. Springer-Verlag.
- 飯野勝巳. 2007. 『言語行為と発話解釈 — コミュニケーションの哲学に向けて』, 勁草書房.
- 一ノ瀬正樹. 1999. 「音楽化された認識論に向けて Towards Epistemology Musicalized」, 『感覚 — 世界の境界線』所収, 白菁社.
- . 2006. 『原因と理由の迷宮 — 「なぜならば」の哲学』, 勁草書房.
- . 2008. 「加害と被害をめぐる生死の境界」, 『死生学 [5] 医と法をめぐる生死の境界』所収, 東京大学出版会, 145-64.
- . 2011a. 『死の所有 — 死刑・殺人・動物利用に向きあう哲学』, 東京大学出版会.
- . 2011b. 「触法精神障害者についての医療診断をめぐる不確実性」, 『論集』第29号, 東京大学大学院人文社会系研究科哲学研究室, 23-39.
- Ichinose, Masaki. 2007. "Remarks on Epistemology Musicalized", *Philosophical Studies* XXV, Department of Philosophy, Graduate School of Humanities and Sociology, The University of Tokyo, 1-12.
- 古東哲明. 2005. 『他界からのまなざし』, 講談社選書メチエ.
- 黒川伊保子. 2004. 『怪獣の名はなぜガギグゴなのか』, 新潮新書.
- Leibniz, Gottfried W. 1966. *Nouveaux essais sur l'entendement humain*. chronologie et introduction par J. Brunschwig, Garnier-Flammarion.
- Lewis, Charlton T. & Short, Charles. 1975. *A Latin Dictionary; Founded on Andrew's Edition of Freund's Latin Dictionary*. Oxford at The Clarendon Press.
- Locke, John. 1960. *Two Tratises of Government*. ed. P. Laslett, Cambridge University Press.
- . 1975. *An Essay concerning Human Understanding*. ed. P. H. Nidditch, Oxford University Press.
- Mithen, Steven. 2006. *The Singing Neanderthals: The Origin of Music, Language, Mind*,

and Body. Harvard University Press.

荻野仁志・後野仁彦. 2004. 『「医師」と「声楽家」が解き明かす発声のメカニズム』, 音楽之友社.

Quine, Willard V. 1969. Epistemology Naturalized. In Quine, W. V. *Ontological Relativity and Other Essays*. 69-90, Columbia University Press.

Ryle, Gilbert. 1949. *The Concept of Mind*. Hutchinson.

坂部恵. 2007. 「仮面と人格」, 『坂部恵集3』所収, 岩波書店.

Sawyer, Robert K. 2000. Improvisational Cultures: Collaborative Emergence and Creativity in Improvisation. *Mind, Culture, and Activity*. 7(3): 180-5.

Slobogin, Christopher. 2006. *Minding Justice: Laws that Deprive People with Mental Disability of Life and Liberty*. Harvard University Press.

高柳信一. 1973. 「近代国家における基本的人権」, 『基本的人権1 総論』所収, 東京大学 社会科学研究所編, 東京大学出版会.

Wiktionary. 2007. <http://en.wiktionary.org/wiki/persona>